

任意継続被保険者制度と傷病手当金制度が改正されます

任意継続被保険者制度

資格喪失要件に関して、従来の下記①～⑤に加え⑥が追加されます。(令和4年1月1日より施行)

- ①就職など健康保険等の被保険者の資格を有したとき
- ②後期高齢者医療の被保険者の資格を有したとき
- ③保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- ④任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
- ⑤亡くなったとき
- ⑥任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出たとき

傷病手当金制度

傷病手当金の支給期間が、「支給開始日から通算して1年6か月間」に変更されます。(令和4年1月1日より施行)

※R3.12.31時点で、支給開始日から1年6か月を超えていない場合に限る



◆令和4年2月下旬にジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします◆

お知らせをお送りする方

- ◆ 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
- ◆ お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

※加入者（被保険者）の方の住所へ直接送付いたします。なお、すべての加入者様に通知されるものではありません。

お知らせの内容

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の、自己負担軽減可能額等をお知らせするものです。

協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取り組みの一環として、ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りしています。

topic

「今月のジェネリックシェア」(令和3年8月)

※後発医薬品割合(数量ベース)
協会けんぽHP統計情報 医薬品使用状況(令和3年8月)



全国健康保険協会 徳島支部
協会けんぽ

〒770-8541 徳島市沖浜東3-46 Jビル西館1階
☎088-602-0250 (代表) 協会けんぽ 徳島